あいとぴあレインボープラン 狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画 進捗管理

令和4年度報告書

# 目次

序章	はじめに	1
1	進捗管理	 3
2	本報告書の構成	 3
3	進捗評価の方法	 3
4	進捗評価の流れ	 5
第1章	進捗管理シート	 7
第2章	委員会からの意見シート	 31

序章 はじめに

#### 進捗管理

市では、令和3年3月にあいとぴあレインボープラン(狛江市成年後見制度利用促進事業計画)(以下「本計画」という。)を策定し、「本人の意思を尊重し、「その人らしい」生活の実現を目指します。」を基本理念とし、この基本理念を踏まえた5つ基本目標を設定しました。

本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の 取組状況について、狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定 により設置された狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員 会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。

### 2 本報告書の構成

#### (1)進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた施策及び事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規に実施する事業等事業の進捗管理が必要と認められる事業について、当該年度に実施したことを「Do(実行)」の欄に、当該事業の実施結果を踏まえた重点施策の評価を3(2)で示す基準に従い「Check(評価)」の欄に、当該事業の課題及び改善点を「Act(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)」の欄に記載します。

(2)委員会からの意見シート

(1)の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映させます。

### 3 進捗評価の方法

平成 26 年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、 狛江市市民福祉推進委員会での議論、検討を行い、下記のとおり の評価基準とします。

#### (1)評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

## (2)評価基準

評価基準	評価指標
Α	   当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の <b>70%以上</b> を達成できた
(進捗している)	当該他東に保る事業の当該平及までの平次日標の <b>/0/0以上</b> を達成できた
В	火き 佐 佐 -
(現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の <b>40%以上70%未満</b> を達成できた
С	少款体等に反え事業の必款在廃土での矢次日標の200/ IN F 400/ <b>土港</b> た港ポスキセ
(あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D	・
(全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の <b>0%以上20%未満</b> を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

# 【例】施策1に係る4つの事業の令和4(2022)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和4年度の年次目標の達成状況				
施策1	事業a	達成				
	事業b	未達成				
	事業c	未達成				
	事業d	達成				

この場合、事業aから事業dまでの令和4(2022)年度の達成率は2/4で50%となり、評価はBとします。

## (3)担当課について

あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理 令和4年度報告書(案)を含む、各進計画捗管理報告書における各事業の「担当課」は以下のとおり表示します。

「担当課」欄に複数課が記載されている場合の順序は、狛江市組織規則(平成20年規則第3号)別表第1の順序とする。

福…福祉政策課 相…福祉相談課

# 4 進捗評価の流れ

令和4年度の狛江市成年後見利用促進事業計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会権利擁護小委員会において進捗評価を 審議し、確定いたしました。



第1章 進捗管理シート

基本	施	策		Plan	担当課	五	七抽	Do	Check	Act				
目標	大	/]\		(主な事業内容)		頁	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)				
1	1 目的・対象に応じた広報の充実													
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。													
		1	【拡	充】権利擁護支援の必要	性につい	いて、市	民向けの	D分かりやすい広報活動を行います。	В					
				市民向けの分かりやす				成年後見制度の説明だけではな		作成したリーフレットを使って、市				
			а	いリーフレット、チラシ	福	316	_	く、広く権利擁護支援についての分		民向けに権利擁護支援について				
			а	等を作成し、配布しま	310	010		かりやすいリーフレットを関係機関と		の理解を深められるよう周知して				
				す。				の連携のもと作成した。	\	いく。				
				市民向けの分かりやす				市公式ホームページに「権利擁護	\	比較的若い世代へのホームペー				
			b	いコンテンツを市公式	福	316	_	(成年後見制度など)に関する相談	\	ジの周知を行い、相談対応等に				
			D	ホームページに掲載	≇	310		について」を掲載し、引き続き周知	\	活用する。また、相談支援機関				
				し、周知します。				に努めた。	\	等への周知も併せて行っていく。				
				狛江市まなび講座で				講座内容の見直しの検討を行って	\	充実した講座となるよう見直しを				
			С	実施している講座内容	福	317	_	いないため、講座内容の充実まで	\	進めていく。				
				を充実させます。				に至っていない。	\					

基本	施	策		Plan	担当課	頁	指標	Do	Check	Act				
目標	大	/J\		(主な事業内容)	担ヨ誄	貝	扫信	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)				
1	1 目的・対象に応じた広報の充実													
	(1)	権利	擁護	支援の必要性や成年後	見制度に	二関する	理解促	進を目的とした広報活動等を充実させ	ます。					
		3		規】多様な媒体を活用し 用して周知します。	に、地域で開催される多様な機会を	В								
				チームに加わることが				チームに加わることが想定される関	\	必要に応じてLINEWORKS				
				想定される関係者向				係者向けのSNS等を活用した広報		等を活用した広報活動の検討				
				けに SNS 等を活用した				活動の検討に至らなかったが、狛		を行い、実施につなげていく。				
			а	広報活動を検討しま	福	317	_	江市内権利擁護関係機関勉強会						
				す。				を活用して、チームに関わることが						
								想定される関係者向けの広報活動						
								を行った。						
				介護予防の取組、障				成年後見制度及び権利擁護支援		まずは市民に分かりやすいま				
				がい者週間のイベント				に関する狛江市まなび講座につい		なび講座の内容の検討を行				
				等地域で開催される				て、申込みはなかった。		い、様々な機会での周知につ				
				多様な機会に成年後						なげていく。				
			b	見制度のみならず権	福	317	_							
				利擁護支援に関する										
				狛江市まなび講座を										
				市民団体に周知しま										
				す。										

基本	旅	<b>西策</b>		Plan	担当課	当課 頁 指標		Do	Check	Act				
目標	大	小		(主な事業内容)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善								
1	目的・対象に応じた広報の充実													
	(2) 誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。													
	① 【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。													
			а	【再掲】基本目標1(1)(	3)a(P10	) 参照)			(133-9)					
		3	【拡	充】市内の相談窓口を多	様な媒	体を活月	用して周	知します。	B (再掲)					
			а	【再掲】基本目標1(1)(	Da(P9	参照)								
			b	【再掲】基本目標1(1)(	1)b(P9	参照)								
2	本人	意思を	尊重	した切れ目のない相談支	援の充	実								
	(1)	権利接	推護す	支援の必要性を検討する	仕組みる	を整備し	<i>ま</i> す。							
		1		規】市の権利擁護支援担 見制度利用の必要性の検				関が連携して、権利擁護支援や成年 を整備します。	В					
				狛江市権利擁護支				協議会において、狛江市権利擁護		関係機関への周知・調整を				
			援・検討会議を設置   支援・検討会議(以下「支援・検討   行い、支援・検討会議の本											
			а	し、権利擁護支援につ	福	322	_	会議」という。)の試行実施を行っ		格実施に向けた取組みを				
		いての判断を行いました。												
				す。										

基本	施	•		Plan	担当課	頁	指標	Do	Check	Act					
目標	大	小		(主な事業内容)			74 127	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)					
2	本人	意思:	を尊	重した切れ目のない相談											
	(1)	権利	亅擁護	支援の必要性を検討する											
		2	【新 す。	【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めま す。											
				虐待や権利侵害に対				支援・検討会議と既存会議との連		支援・検討会議の実施に向け					
				応するため、支援・検 討会議と既存会議との	垣			携方法等を検討する中で、個人情		た取組みの中で、個人情報の					
			а	連携の在り方を検討・	福 相	324	_	報の取扱いについて等の課題が明		取扱いを含めた既存会議との					
				調整します。	竹田			らかになった。		連携について検討・調整を行					
										っていく。					
		)						の利用に至らなかった人の相談後の	_						
		5			の変化等	手につい	て継続し	して見守る体制(モニタリング)を構築	В						
			しま	<u> </u>					\						
				相談の結果、権利擁				権利擁護支援の必要性を判断した	\	権利擁護支援や成年後見制					
	İ			護支援や成年後見制 度の利用に至らなかっ				事例については、その後も継続して		度の利用に至らなかった人の					
				た人の相談後の生活	一			地域包括支援センターやケアマネ		相談後の生活の支援や支援					
			а	の支援や支援の必要	福 相	325	_	ジャー等が関わることが多いため、		の必要性の変化等について継					
				性の変化等について	不日			既存の対応でモニタリングを継続し		続して見守る体制(モニタリン					
				継続して見守る体制 (モニタリング)を構築				ているが、体制の構築までには至っ		グ)の構築は、中核機関設置					
				します。				ていない。	\	後に行っていく。					

基本	施	策		Plan	+D 1// =B	頁	指標	Do	Check	Act		
目標	大	小		(主な事業内容)	担当課	四日辞   貝	拍倧	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)		
2	2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実											
	(2)	意思	決定	三支援の在り方を検討しま	す。							
		2		規】本人を含めた家族、 うための支援を行います。	支援者等	等関係者	が「本ノ	人の意思決定支援」の重要性を認識	А			
				チームで支援方針を				個別ケース会議では、本人の意思		本人にとってふさわしい意思決		
				検討する際、必要に				を踏まえ、支援者がそれぞれの役		定が現場で行われているか、		
				応じて本人の意思決				割や専門的な立場から、本人の幸		また、本人の意思決定が難し		
			а	定支援についての検	相	327	_	せが実現できるより良い支援方法		いときに、どのようにすればよい		
			ч	討を行います。本人の	MIZE	027		を検討し、支援者間で合意を得た		か、専門職の意見を踏まえて		
				意思決定支援を踏ま				うえで本人へ伝え、意思決定の支		検討していく。		
				えた個別ケース会議				援を行った。				
				を開催します。								

基本	施	策		Plan	ID 11 = 0	<b>—</b>	11×14±	Do	Check	Act			
目標	大	小		(主な事業内容)	担当課	頁	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)			
2	2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実												
	(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。												
		1						者、候補者選任後のチームによる支 討する仕組みを整備します。	В				
				支援・検討会議で成年				支援・検討会議の試行実施を行	\	支援・検討会議の実施に向け			
				後見制度の利用が適				い、権利擁護支援の必要性や成		た取組みの中で受任調整(マ			
				切であると判断された				年後見制度の必要性の検討を行		ッチング)等についても検討し			
				場合には、受任調整				ったが、受任調整(マッチング)にま		ていく。			
			а	(マッチング)等、候補	福	329	_	では至らなかった。					
			а	者選任後のチームによ	相	329		支援・検討会議の試行実施を行		支援・検討会議の実施に向け			
				る支援方針及び申立				い、権利擁護支援の必要性や成		た取組みの中で成年後見人			
				に当たっての準備・役				年後見制度の必要性の検討を行		等の支援についても検討して			
				割分担の検討を行い				ったが、成年後見人等の支援の検	\	いく。			
				ます。				討にまでは至らなかった。	\				

基本	施	策		Plan	+D 1/ -B	五	七抽	Do	Check	Act				
目標	大	小		(主な事業内容)	担当誄	担当課 頁	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点				
2	2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実													
	(3)	成年	後見	制度の利用が必要な人に	に適切な	支援方	法を検討	討する仕組みを整備します。						
		(1)	【新	規】適当な申立人、支援	内容及征	び適切	な候補る	者、候補者選任後のチームによる支	В					
		U)	援フ	方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。 (再掲)										
				狛江市高齢者虐待防				既存会議の高齢者支援及び障が		引き続き、支援の役割分担				
				止・見守りネットワーク				い者支援のための個別ケース会議		を明確にし、適切な支援方				
				会議等既存の会議を				等で、実際の支援事例について受		法について事例検討を行っ				
			b	活用して、受任調整	相	330	_	任調整等の検討を行った。		ていく。				
			D	(マッチング)等や後見	作目	330								
				人支援を行う事例検										
				討を定期的に行いま										
				す。										

基本	施	策		Plan	+D 1/ ==	五	北插	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担当課	頁	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
2	本人	意思を	- 尊重	した切れ目のない相談支	援の充	実				
	(4)	地域	福祉	·権利擁護事業から成年後	<b></b>	に円滑	に移行	できるよう支援します。		
		(						意思決定支援に基づき成年後見制		
		1					骨に行わ	れるよう、情報共有、事例検討等に	Α	
			より	関係機関との連携強化に	努めます	0	<u> </u>		\	
				地域福祉権利擁護事 業の利用者が本人の				個別ケース会議やサービス担当者		引き続き、会議に出席していく
				意思に基づき、必要な				会議等本人に関わりのある会議に		よう努める。
				支援が受けられるよ				出席しており、関係機関との連携		
			а	う、既存の会議に積極	福	331	_	強化に努めている。		
				的に参加し、関係機関						
				との連携強化に努めま						
				す。(東社協の社協委						
				託事業)						
		2						への移行に際しては、本人への事前	В	
			0	)説明と意思決定支援の在	Eり方等:	を検討し	<u>します。</u>		\	
				モニタリングや個別ケ				本人の意思決定支援のために必		あんしん狛江運営委員会にお
				ース会議等を通じて本 人に必要な意思決定				要な支援の在り方について支援関		いて、モニタリングや支援者間
				大に必要な思念法定 支援の在り方を検討す				係者で協議を行った。また、あんし		の会議を踏まえ、一人ひとりの
			а	るとともに、必要に応じ	福	332	_	ん狛江運営委員会において支援		   意思決定支援の在り方の検討
			-	てあんしん狛江運営委				方針について専門的助言を得た。		を行うことについては、中核機
				員会による専門的助				地域福祉権利擁護事業から成年		関の設置後に行っていく。
				言を活かした意思決						
				定支援を実施します。				後見制度への移行は9件だった。		

基本	施	策		Plan	+D 7// =B	五	七抽	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担当課	頁	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点
3	利用	者が	メリツ	トを実感できる成年後見制	度利用(	足進				
	(1)	本人	人、親	関族等による申立て支援に関	関わる相	談支援	を強化	します。		
		1	【新	規】本人や親族等による申	立てのま	支援に係	系る体制	整備を検討します。	В	
				狛江市権利擁護支援				本人や親族等による申立てに関わ		社協のあり方検討委員会に
				地域連携ネットワーク協				る相談があった場合には、社会福		よる結果をもとに、本人や親
				議会(以下「協議会」と				祉協議会において相談支援を行っ		族等による申立ての支援に
				いいます。)において本				ているが、体制の整備には至らな		係る体制整備を含めた、社
			а	人や親族等による申立	福	334	_	かった。		協全体の事業見直しを行っ
				ての支援に係る体制整						ていく。
				備について協議し、協						
				議結果を踏まえて体制						
				を整備します。						
		2	<b>『</b> ☆に	規】本人や親族等に対し、	由立て日	ひなから	扣談士	揺を行うことも囲知! まま	В	
		<b>∠</b>	【利	元』 <u>本八で杭</u> 庆寺に刈し、	ーーー サエ (お	ストロハック	加拉狄又	1友で117年6で月州しより。	(再掲)	
			а	【再掲】基本目標1(1)①						
			b	【再掲】基本目標1(1)①	b(P9参	照)				

基本	施	策		Plan	+D 1// -B	<u> </u>	七抽	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担当課	頁	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点
3	利用	者がメ	リット	を実感できる成年後見制	度利用(	足進				
	(2)	成年	後見	制度の利用が必要な人口	こ適切な	候補者	fを推薦	する仕組みを整備します。		
		1		規】適切な成年後見人等 うな仕組みづくりを進めま		(親族、	、市民後	を見人、専門職、法人等)を推薦でき	В	
			а	支援・検討会議で成 年後見人等に求めら れる後見等事務を踏 まえた適切な成年後 見人等候補者の選定 を行い、家庭裁判所に	福 相	337	_	協議会において支援・検討会議の 試行実施を行ったが、成年後見制 度の必要性の検討にとどまり、候補 者の選定にまでは至らなかった。		社協に中核機関を設置後に 社協(あんしん狛江)におい て支援・検討会議を実施す る予定である。それまでは支 援・検討会議の実施に向け た関係機関への周知等を行
				推薦します。						っていく。

基本	施领			Plan	担当課	頁	指標	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)			34 113	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点
3	利用:	者がメ	リット	を実感できる成年後見制	度利用化	足進				
	(3)	市民	後見	,人を育成し、その活動を	支援しま	す。				
		1		規】市民後見人の育成に 市民後見人の育成を充実			且及びセ	ンターとの協働の在り方を整理・検討	В	
				市民後見人の育成に				センターの運営連絡会において、		センターでの市民後見人の
				ついて市の取組及び				市民後見人の育成について構成5		養成を基本とし、その後の活
				センターとの協働の在				市及びセンターで意見交換を行っ		動を支援するための仕組み
			а	り方を整理・検討し、市	福	342	_	た。		の検討及び養成講座修了
				民後見人の育成を充				育成についてはセンターで行い、そ		後、市民後見人を受任され
				実させます。				の後の活躍支援について今後の課		ていない方の活躍支援につ
								題となった。		いても検討していく。
		(2)	【新	規】市民後見人が受任す	-ることか	相応し	い案件	及びその受任の要件について、検討	В	
		(2)	を行	<b>示います。</b>					(再掲)	
			а	【再掲】基本目標3(2)	Da(P18	参照)				
		3		規】市民後見人の活動の 別を整備します。	支援に <sup>.</sup>	ついて、	市、関	係機関及びセンターが連携して支援	В	
				市民後見人の活動の				市民後見人の活動の支援について		市や関係機関との連携につ
				支援について、市、関				は、現在はセンターが監督人として		いては、社協を中核機関とし
			а	係機関及びセンターが	福	343	_	業務を行っており、きめ細やかなフ		た上で、必要に応じて検討し
				連携して支援体制を				オローを行っている。		ていく。
				検討し、整備します。						

基本	施	策		Plan	担当課	頁	指標	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担当課	貝	拍係	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
3	利用	者がメ	リットを	を実感できる成年後見制	度利用(	足進				
	(4)	法人	後見:	実施機関の活動を支援し	<i>、</i> ます。					
		1		見】センターが受任するこ よる協議を実施します。	とが相応	ふしい案	件及び	その受任の要件について、市とセンタ	В	
		2						協議会において支援・検討会議の 試行実施を行ったが、成年後見制 度の必要性の検討にとどまり、どの ような成年後見人等が受任するこ とが相応しいかの議論にまでは至ら なかった。 が受任することが相応しい案件及び 支援・検討会議で成年後見人等候	В	社協に中核機関を設置後に 社協(あんしん狛江)において 支援・検討会議を実施する予 定である。それまでは支援・検 討会議の実施に向けた関係 機関への周知等を行ってい く。
				で選定を行います。 センター以外の法人 後見実施機関が受任 することが相応しい案 件及びその受任の要 件を検討し、支援・検 討会議で成年後見人 等候補者の選定を行 います。	福相	345	_	協議会において支援・検討会議の 試行実施を行ったが、成年後見制 度の必要性の検討にとどまり、候補 者の選定にまでは至らなかった。		社協に中核機関を設置後に 社協(あんしん狛江)において 支援・検討会議を実施する予 定である。それまでは支援・検 討会議の実施に向けた関係 機関への周知等を行ってい く。

基本	施领	策		Plan	担当課	頁	指標	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担コ味		1日1示	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
3	利用	者が	メリツ	トを実感できる成年後見制	度利用值	足進				
	(5)	任意	意後見	見制度の利用等の相談対の	<b>芯力を高</b>	め、制	度利用等	等の支援を検討します。		
		1	【新	規】任意後見制度に関する	5相談対	応力を	高め、制	度利用等の支援を検討します。	Α	
				<b>狛江市内権利擁護関</b>				狛江市内権利擁護関係機関勉強		地域共生社会推進基本計画
				係機関勉強会において、チームに加わること				会において、国の第二期計画を受		の策定に伴い実施した成年後
				が想定される関係者向		0.40		けて主に本人に対する意思決定支		見人等調査の結果も踏まえ、
			а	けに任意後見制度、民	福	346	_	援などの研修を行い、多くの成年		市内権利擁護関係機関勉強
				事信託等に関する研修				後見人等に受講していただいてい		会のテーマをその時に必要と
				を定期的に実施しま す。				් <b>ර</b> ං		される事柄、内容にしていく。

基本	施	策		Plan	+D 7// ==	五	七抽	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担当課	頁	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
4	成年	後見人	、等~	への支援の充実						
	(1)	権利	擁護	支援の地域連携ネットワ-	ークにおり	ナる「チ	ーム」づ	<b>くりを進め、その活動を支援します。</b>		
		1	【新	規】本人と成年後見人等	及び任意	意後見ん	人を支援	とする「チーム」体制を構築します。	В	
				本人と成年後見人等				あんしん狛江、福祉相談課を中心		チームでの支援体制を仕組み
				又は任意後見人が孤				に市内の関係機関が「チーム」とし		として構築するには、コーディ
				立しないよう、本人の				ての支援を行っているが、体制を		ネートを中心に行う機関が必
				抱える状況に応じた関	岩			構築するまでには至っていない。		要であるため、社協(あんしん
			а	係者及び権利擁護支	福 相	349	_			狛江)に中核機関の設置を検
				援関係機関による「チ	<b>7</b> 1≡					討していく。
				ーム」体制を構築し、						
				「チーム」による支援を						
				行います。						

基本	施	策		Plan	+D 1// =B	五	七抽	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担当課	頁	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
4	成年	後見人	、等へ	の支援の充実						
	(1)	権利	擁護:	支援の地域連携ネットワー	-クにお!	ナる「チ	ーム」づ	くりを進め、その活動を支援します。		
		2		充】本人や家族が相談で な相談支援体制を整備し		後見人	、等及び	任意後見人からの相談に応じられる	В	
				福祉総合相談窓口を				·重層的支援体制整備事業実施		重層的支援体制整備事業に
				中心とした包括的な				計画を策定し、「つなぐシート」で関		ついては、実施初年度であり、
				相談支援体制を推進	垣			係機関がつながり、包括的な相談		今後上がってきた課題に対し
			а	します。	福 相	350	_	支援の体制の基礎を整備した。		て改善点を検討していく。
					作目			・現在の福祉総合相談窓口等にお		
								いて、包括的な支援の取組みを行		
								っている。		
				あんしん狛江運営委				市と地域包括支援センターで受け		権利擁護支援の地域連携ネ
				員会において、市、あ んしん狛江、地域包				た相談内容について、必要に応じ		ットワークを構築するにあたり、
				括支援センター等の		0.50		あんしん狛江運営委員会において		情報集約を行う機関が必要で
			b	相談窓口で受けた相	福	350	_	助言を受け情報の共有をしてい		あるため、社協(あんしん狛
				談内容について定期				る。		江)に中核機関の設置を検討
				的に情報共有を行い ます。						をしていく。

基本	施	策		Plan	±0.1/ ==	頁	七抽	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担当課	貝	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
4	成年	後見丿	く等へ	の支援の充実						
	(1)	権利	擁護	支援の地域連携ネットワ-	ークにおり	ナる「チ	ーム」づ	くりを進め、その活動を支援します。		
		3		充】成年後見人等及び任 ます。	意後見	人に対	し、モニ・	タリング・バックアップできる体制を整	В	
			а	成年後見人等選任 後、支援・検討会議に おいてモニタリングを 行うとともに、本人や 支援者、成年後見人 等から相談があった 際に支援(バックアッ プ)を行います。	福相	350	_	既存の対応で本人や対象者、成年後見人等へのモニタリングを行うとともに、相談があった際には支援(バックアップ)を行っているが、体制の構築までには至らなかった。		モニタリング・バックアップに関しても、被後見人等の情報を 集約して、適切に対応していく 機関が必要であるため、社協 (あんしん狛江)に中核機関の 設置を検討していく。
		5		充】成年後見制度の利用 リングする仕組みを検討		ない市月	民に対し	、必要に応じてその後の経過をモニ	B (再掲)	
			а	【再掲】基本目標2(1)	5a(P12	2 参照)	)			

基本	施	策		Plan	担当課	頁	七抽	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担ヨ砞	貝	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
4	成年	後見丿	、等へ	の支援の充実						
	(2)	親族	後見	人等への支援を充実させ	ます。					
		1	【新	規】相談対応の中で親族	後見人等	等の支持	爰二一ス	を把握します。	Α	
				市内相談窓口に親族				協議会において、アンケートの実		令和5年度の実施に向けて、
				(後見人)等が相談等で来所された際、アン				施内容について協議した。		市内相談窓口(あんしん狛江
				ケートを実施するとと						等)と実施方法について調整
				もに、その後も定期的	福					を進めていく。
			а	にアンケートを実施す	相	353	_			
				ることにより、親族(後見人)等の支援の二						
				一ズを把握し、効果						
				的な支援につなげま					\	
				す。					\	
		2	【拡	充】親族後見人等に対し	、モニタル	ルグ・ノ	ベックアッ	ップできる体制を整備します。	B (玉畑)	
				<b>「</b>	<b>②</b> - ⟨DΩ /	1 <del>4</del> m			(再掲)	
			а	【再掲】基本目標4(1)	3)a(P24	+ 参照。	)			

基本	施	策		Plan	担当課	頁	指標	Do (chara)	Check	Act
目標	大	/]\		(主な事業内容)			10.1%	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点 
		3	【新規	見】親族後見人等の活動	への支持	爰の在り	方につい	<b>いて検討します</b> 。	В	
				親族後見人等への 支援の在り方につい て検討します。	福			市内相談窓口等で関わりのある 親族後見人等については支援を 行っているが、市内親族後見人		引き続き、家庭裁判所に情報提供を求めていくとともに、次期計画に向けて国の第二期計画を踏
			а		相	353	_	等の情報を把握している家庭裁判所からの情報提供がない中、 支援の在り方について検討することが困難な状況にある。		まえて改めて検討していく。

基本	施	策		Plan	担当課	頁	指標	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担ヨ砞		扫惊	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
5	地域	こおけ	る権	利擁護支援の体制整備						
	(1)	中核	機関	を整備し、中核機関として	の機能	分担を	明確化し	ます。		
		1	【新	規】市の実情に応じ、中核	機関が	担うべる	き具体的	機能を分散します。	В	
				市、あんしん狛江及び				・市・センターを中核機関とし、中		・国の第二期計画が策定さ
				センターを中核機関と				核機関として担うべき具体的機能		れ、中核機関の役割がより明
				し、中核機関が担うべ				を分散して担っている。		確になったため、各々の機関
			а	き具体的機能を分散	福	354	_	・社協を中核機関とするため、社		での役割分担を明確にしてい
			а	します。	11世	004		協では、社協のあり方検討委員会		<b>⟨</b> ₀
								において、中核機関のあり方を検		・上記役割分担を踏まえた社
								討した。		協への中核機関の設置を検
										討していく。
	(2)	成年	後見	制度利用支援事業を効果	とと とり とうしゅ とうしゅ とうしゅ とうしゅ とうしゅ とうしゅ とうしゅ しょう	用しま	す。			
		1	【拡	充】成年後見制度利用支	援事業	のより交	果的な	軍用の在り方を検討します。	В	
				成年後見制度利用支				協議会での検討結果を踏まえ、市		国の成年後見制度利用支援
				援事業のより効果的な				補助要綱の改正について検討を		事業の検討結果を踏まえて、
			а	運用の在り方を検討し	福	356	_	行ったが、国で成年後見制度利		補助要綱の改正について検
				ます。				用支援事業について検討中であ		討していく。
								り、改正には至らなかった。		

基本	施统	策		Plan	+n \/ -m	<b>–</b>	七冊	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)	担当課	頁	指標	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
5	地域における権利擁護支援の体制整備									
	(3)	権和	刂擁護	護支援の地域連携ネットワ-	ークを構	築します	t.			
		1	【新	規】権利擁護支援の地域	連携ネッ	トワーク	で構築し	、, 運営します。	А	
			а	【再掲】基本目標4(1)①	)a(P22	参照)				
				市に狛江市権利擁護				<b>狛江市権利擁護支援地域連携ネ</b>		今後も協議会において必要な
				支援地域連携ネットワ				ットワーク協議会が設置されてお		事項について協議していく。
	b 一ク協議会を設置し、 福 357 - り、支援・検討会議の試行実施や				り、支援・検討会議の試行実施や					
			必要な事項を協議しま 様々な事業の具体的な方向性							
				す。				等、必要な事項を協議した。		

基本	施	策		Plan	担当課	頁	指標	Do	Check	Act
目標	大	小		(主な事業内容)			10 100	(実行)	(評価)	(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
5	地域における権利擁護支援の体制整備									
	(3)	権利	亅擁護	美支援の地域連携ネットワー	-クを構築	築します	•			
		1	【新	規】権利擁護支援の地域	連携ネッ	トワーク	を構築し	ノ、運営します。	А	
				センター構成5市及び				センター構成5市及びセンターで		引き続き運営連絡会を通じて
				センターで広域におけるないまない。				運営連絡会を定期的に開催し、		連携を図っていく。
				る協議会の設置及び市域における協議会と				調布市、日野市、狛江市、多摩		
			С	の連携の在り方につい	福	358	_	市、稲城市成年後見制度利用促		
				て検討します。				進基本計画の進捗管理を行い、		
								課題を把握し、連携の在り方につ		
								いて協議している。		
			d	【再掲】基本目標5(1)①	a(P26	参照)				
		2	【拡	充】専門職団体との連携の	)在り方1	こついて	検討しる	ます。	В	
				協議会で専門職団体と				協議会では専門職団体との連携		今後も、専門職団体と連携を
				の連携の在り方につい				のあり方についての検討は行って		図っていく。
			а	て検討します。	福	358	_	いないが、社会福祉士会との連絡		
								会を開催し、専門職団体との連携		
								を図っている。		

第2章 委員会からの意見シート

基本			施策	委員会からの意見
目標	大		/]\	安貝云がりの息兄
1	目的·	·対象	に応じた広報の充実	
	(1)	権利	擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした	た広報活動等を充実させます。
				●認知症基本法などの理念を踏まえると、権利擁護支援の必要
				性の1つとして自らの意思で日常生活や社会生活を営んでいく
			【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやす い広報活動を行います。	地域共生社会づくりに市民の参加を呼びかけていく視点が大切
		1		である。
			0、1/A ∓収/白 当月で1]0、み 9 。	●市民という範囲には、例えば金融機関の職員や本人の日常生
				活に関わる小売事業者など様々な方が含まれ、そのような市民
				へのアプローチが大切である。
				●「狛江市まなび講座」をアピールして広く利用してもらえるように
		3	【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で	する必要がある。
		9	開催される多様な機会を活用して周知します。	●権利擁護支援に市民が関わる姿などを動画などで配信すること
				も有効な周知方法と考える。

基本			施策	委員会からの意見					
目標	大		/]\	安良云がりの息元					
1	目的	  ·対象に応じた広報の充実							
	(2)	誰も	が気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。						
		(1)	【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。	本人から窓口に来るのを待つだけでなく、アウトリーチを通じて本人					
		0	■ 新加工人域と必要にする本人は 500年版内がと几天にとより。	の支援ニーズを把握する相談対応も大切である。					
		3	【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。	同上					
2	L 本人;	L 意思 <i>を</i>	 						
	(1)		」擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。						
			【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携し	権利擁護支援や成年後見制度の必要性の検討にあたっては、成					
		(1)	て、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う	年後見制度ありきではなく、本人のエンパワメントや他の支援力の					
			場及び仕組みを整備します。	活用などの視点とその検討を通じた共通の方針に基づく権利擁護					
				支援チームづくりが大切になる。					
			【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存	共通の方針に基づく権利擁護支援チームづくりに合わせて市長申					
		2	会議との連携を進めます。	立の円滑な実施等の関係機関や庁内のより一層の共通理解を高					
				めることも必要になってくると考える。					
			【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至	成年後見人の利用に至らなかった人については、成年後見制度					
		(5)	らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等	以外による継続的な関わりの必要性の検討も必要である。					
			について継続して見守る体制(モニタリング)を構築します。						

基本			施策	委員会からの意見	
目標	大		/]\		
2	本人	意思を	を尊重した切れ目のない相談支援の充実		
	(2)	意思	ま決定支援の在り方を検討します。		
		2	【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。	本人や家族が「意思決定支援」を諦めてしまっているような場合もある。意思決定支援のプロセスと合わせて、在宅生活の継続に関わる障壁を取り除いていく、例えば、在宅医療の充実や ACP (AdvanceCarePlanning の略称。厚生労働省ではより馴染みやすい言葉となるよう「人生会議」という愛称で呼ぶこととしている。)の普及という視点も必要になってくると思われる。	
	(3)	成年	- 後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組み	を整備します。	
		1	【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。	成年後見人等候補者の受任調整も重要だが、まずは権利擁護 支援の必要性や支援方針をきちんと検討できる仕組みを構築す ることが重要である。	
	(4)	地域	・ は福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援	受します。	
		1	【拡充】地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等により関係機関との連携強化に努めます。	支援者による会議に本人が参加し、本人とともに支援の方向性を考えていくことが大切である。	
		2	【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。	意思決定支援のプロセスに即した分かりやすい情報提供と環境づくりが大切である。	

基本			施策	委員会からの意見				
目標	大		小	安貝云からの息兄				
3	利用							
	(1)	本人	、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。					
	·	1)	【新規】本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を	中核機関としての機能の強化にあたっては、適切な支援に取り組むこ				
		<b>U</b>	検討します。	とのできる人員体制が重要である。				
		(2)	【新規】本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行	申立て段階より前の段階からも相談支援できるような広報が重要で				
		<b>(</b>	うことを周知します。	ある。				
	(2)	成年	後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組み	を整備します。				
		1	【新規】適切な成年後見人等候補者(親族、専門職、市民後見人、法人等)を推薦できるような仕組みづくりを進めます。	中核機関としての整備にあたっては、市独自に市民後見人、法人後見の体制も合わせて強化していくことも必要である。				
	(3)	成年	後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組み	を整備します。				
		1	【新規】市民後見人の育成について市の取組及びセンターと の協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実さ せます。	成年後見制度の受任に限らない、市民後見人の様々な活躍の機会を提供することや、福祉カレッジなど他の市民の担い手育成の取組みとも連携することを期待する。				
			【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその	市民後見人の受任要件として、「財産管理が複雑でないこと」といっ				
		(2)	受任の要件について、検討を行います。	た消極的要件を設定している市区町村が多いが、まずは市民後見人				
		<b>(</b>		が受任することによるメリットの面から受任要件を設定し、受任の際、				
	課題の対応について考えることが大切である。							
		3	【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及	成年後見人の受任に限らない活躍の場が確保されるよう、期待す				
		9	びセンターが連携して支援体制を整備します。	<b>వ</b> 。				

基本			施策	委員会からの意見				
目標	大		/]\	安貝云からの息兄				
3	利用	者がメ	リットを実感できる成年後見制度利用促進					
	(4)	法人	後見実施機関の活動を支援します。					
	·	(1)	【新規】センターが受任することが相応しい案件及びその受任	中核機関らしい法人後見の在り方を検討するとともに、多様な法人後				
		の要件について、市とセンターによる協議を実施し		見実施機関との連携が将来的には必要である。				
			【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任					
		2	することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その	同上				
		<b>(</b>	検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者	IPJ 土				
			の選定を行います。					
	(5)	) 任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。						
		1	【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利 用等の支援を検討します。	総務省による身元保証制度をめぐる課題提起も踏まえ、市民ニーズ を把握しながらの検討が必要である。				

基本			施策	<b>未員会からの辛目</b>
目標	大		<b>/</b> \	委員会からの意見
4	利用	者がメ	リットを実感できる成年後見制度利用促進	
	(1)	権利	擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、	その活動を支援します。
			【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チ	●体制を構築するには至っていないものの、後見業務をしている立場
			ーム」体制を構築します。	としてはチームとしての支援をかなりしていただけていると感じる。今
		(1)		後もあんしん狛江を中心にチームの構築とチームによる支援を継
				続していただきたい。
				●中核機関にあたって、チーム支援のできる人員体制による実施体
				制も重要である。
			【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後	成年後見人等からの相談に適切に対応するためには専門職の関与
		2	見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備しま	があったほうが良いケースが多々出てくることが想定される。
			す。	
		3	【拡充】成年後見人等及び任意後見人に対し、モニタリング・	同上
	バックアップできる体制を整備します。		バックアップできる体制を整備します。	IHIT
		(5)	【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に	重層的支援体制整備事業との連携も重要になる。
		(3)	応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。	

基本			施策	委員会からの意見				
目標	大		/]\	安貝云からの息兄				
4	利用者	用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進						
	(2)	親族	後見人等への支援を充実させます。					
		1	【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。	親族後見人へのサポートにあたっては専門職からの協力も有効である。				
		2	【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。	同上				
		3	【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について 検討します。	親族後見人同士がお互いに情報を交換できたりすることも大切である。				
5	地域に	おける	5権利擁護支援の体制整備					
	(1)	中核	機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。					
		1	【新規】市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。	機能を分散するにあたっては、中核機関同士の連携を図ることが重要である。				
	(2)	成年	後見制度利用支援事業を効果的に運用します。					
		1	【拡充】成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。	中核機関の機能として、権利擁護支援の必要な人が確実に権利擁護 支援の制度を利用できるためにも重要な取組みである。				
	(3)	権利	擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。					
		1	【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、 運営します。	重層的支援体制整備事業と連携した地域共生社会づくりの視点が重要である。				
		2	【拡充】専門職団体との連携の在り方について検討します。	専門職団体との連携は引き続き重要な取組みと考える。				

# 刊行物番号 R5-43

あいとぴあレインボープラン (狛江市第1期成年後見利用促進事業計画) 進捗管理 令和4年度報告書 令和6年3月発行

発行 狛江市 編集 狛江市福祉保健部福祉政策課 〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 電話 03-3430-1111(代)

頒布価格 60円